

令和5年度

しらかば自治会定期総会議案書



日 時 令和5年4月16日(日) 14:00～

場 所 野幌鉄南地区センター

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 議 長 選 出（しらかば自治会会則第10条4項）
4. 議 事
 - （1）令和4年度事業報告・一般会計決算書
及び財政資金決算書報告
 - （2）会計監査報告
 - （3）令和5年度事業計画（案）・一般会計予算書（案）
・財政資金予算書（案）
 - （4）会則の改正（案）
 - （5）細則改正
 - （6）役員改選
 - （7）その他
5. 議 長 退 任
6. 新旧役員あいさつ
7. 自治会役員表彰
8. 閉会のことば

令和4年度事業報告

1、総務部

(1) 令和4年度定期総会の開催 令和4年4月17日(日) 14時00分～

① 場 所 野幌鉄南地区センター

② 代議員出席 28名 委任状 68名 議長 四区 山田 定夫 氏

(2) 関係団体会議・総会等への出席(会長、副会長、各部長)

野幌地区自治会連絡協議会、野幌鉄南自治会連合会、江別市自治会連絡協議会、
野幌鉄南西部自主防災協議会、南大通道路整備推進協議会 等

(3) 役員会の開催

第1回 5月21日(土) 以降は、基本的に毎月1回、第3土曜日

(4) 自治会だより「しらかば」

毎月発行 (第395号～第406号)

(5) 「夏まつり」

7月30日(日) 緑ヶ丘緑地公園の於いて実施

(6) 新年の集い

コロナ感染者増加のため中止

2、生活環境部

(1) 資源回収運動

毎月第4土曜日を「資源回収の日」と定め、回収を実施いたしました。

資源回収実績を半期ごとに集計し、江別市に奨励金の交付申請及び請求手続きを実施しました。

1月から12月までの合計は、112,931kgを回収し、収益金は331,192円でした。

(2) 防犯灯の設置・管理

防犯灯の新設や機種変更はありませんでしたが、NTT電柱の立て替え工事に伴う防犯灯の移設
など、整備管理や改修等の連絡調整を実施しました。

(3) 「花のある街並みづくり運動」参加

前年12月の花苗申し込み、5月花苗の受け入れ定植、その後水やり、除草、秋の片づけ等まで皆
さまのご協力を頂き、花壇の整備管理に努めました。

今年度も新型コロナウイルス感染防止のため、作業時のマスクの着用や距離確保等の注意喚起をし
ながら活動しましたが、役員のみで対応した時期もありました。

(4) 自治会除排雪事業の実施

昨年に引き続き除排雪作業を江別環境整備事業協同組合に委託し、例年と同時期の2月2日から
9日間で実施しました。

この間のごみ収集の休止や排雪日程の変更など、江別市からのLINE通知を活用して可能な限
り広報に勤めました。

排雪費負担額は、江別環境整備事業協同組合から人件費・燃料費等の高騰を理由に一戸当たり4,000円（税込み）への増額を提示されたため、会員への説明会や資料配布など一年かけて検討した結果、令和8年度から3,600円、令和13年度から4,000円に改定することとしました。

(5) 自治会内「一斉清掃」の実施

「全市一斉清掃の日」に連動し、区単位で春・秋2回清掃活動を実施しました。

(6) 廃棄物処理施設見学会の実施

令和4年7月20日に7名参加のもと、丸山産業有限会社の廃棄物処理場を見学し、分別された建築廃材が適切に保管・処理されているという説明を受けました。

(7) その他、江別市への書類提出

生活環境関連事業に係わる調査・報告等及び自治会の収入に係わる手続きを実施してきました。

3、交通防犯防災部

(1) 交通安全旗、地域安全旗の掲揚

幹線道路（白樺通り、南大通り）を中心に交通安全旗等の掲揚した。

4月の小中学校入学式前に掲揚、8月に点検して傷んだものを交換、11月末に撤去した。

	1区	2区	3区	4区	合計
掲揚箇所	12	19	8	13	52

(2) 防犯パトロール

区域内の5つの公園を巡る経路で週1回、参加会員2,3名で組になり約1時間のパトロールを実施。会員32名の参加で2/5現在30回の活動実績。年度内41回の活動予定。活動記録を作成。2023年6月2週までの活動分担で実施予定。

参加内訳 1区：3組 7名 2区：4組 8名 3区：4組 7名 4区：4組 9名

(3) 子供見守り活動

交通安全のベスト、ジャンパーを付けて小中学生の通学時間（7：30～8：00）に横断を見守り。

1号線と南大通りの交差点（セイコーマート前）と白樺通りカラオケ歌屋前の横断歩道の2カ所で実施。会員10名の参加。（1区：1名 2区：5名 3区：2名 4区：2名）

(4) 交通安全啓発活動『旗の波』（9月下旬）

9/22（木）に白樺通りセブンイレブン前の交差点で7：30～8：00で実施した。

自治会、親和会合わせて41名、杜の美自動車学校4名、警察官2名の合計47名の参加でした。

(5) 交通安全、防犯防災等の研修会に参加。

5/28に野幌鉄南・西部地区防災協議会総会に出席した。

鉄南地区防災協議会で例年行っている防災訓練（若葉小）は中止となった

(6) 地域安全上の重大事案の対応

今年度は令和2年度7月に起きたような対応を要するような重大な事件はありませんでした。

(7) 交通防犯防災部会の会議、運営など

- 5月 防犯パトロール、子供見守り参加者まとめ
- 8月 旗の波実施についての協議
- 11月 交通安全旗の撤去、冬季交通安全点検の協議
- 2月 冬季交通安全点検の実施、次年度計画

4、文化 部

(1) 第33回しらかば自治会文化祭の開催

準備日 令和4年11月12日 (土)

開催日 令和4年11月13日 (日)

今年もコロナ禍の中での開催で、前年の経験も踏まえ滞りなく終わることが出来ました。
出展参加数も来場者も昨年を上回る数で、来年に繋がる形が出来ました。

(2) 映画観賞会・文化講演会等の開催

リスク回避という事で中止。

5、福 祉 部

(1) 福祉活動

①愛のふれあい事業

1区 日用品配布、2区 お弁当配布

社協よりの助成金内にて実施：社協への申請は連絡済

(2) 「みんなで長寿を祝う会」

中止

6、青 少 年 育 成 部

(1) 冬休みスキーバスツアー

大人数の移動による新型コロナウイルス感染のリスク回避のため中止

(2) 親子で楽しむ餅つき大会

参加者100名以上が鉄南センターに集まることによる新型コロナウイルス感染のリスク回避のため中止

(3) 自治会への協力

- 1. しらかば夏まつり 7月30日(土)
- 2. 文化祭 11月13日(日)

(4) 野幌地区青少年協議会

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 総会 | 中止 |
| 2. ふれあい夏まつり | 中止 |
| 3. 小・中学生 作文・意見発表会 | 11月13日(日) 13名応募 |
| 4. 冬のお楽しみ会 | 中止 |

7、女性部

(1) しらかば自治会女性部

研修旅行 コロナのため中止

学習会 11/27 おめでた「福うさぎ」作成 34名参加

(2) しらかば自治会行事(手伝い)

しらかば夏まつり 7/30 開催、売店担当 各区女性部役員参加

文化祭 11/12 準備 11/13 展示のみにて実施

新年の集い 中止

(3) その他

野幌女性協、江別女性協行事参加協力

・野幌女性協慈善バザー 野幌公民館 (5/3 事前準備含め延べ5名参加)

収益金 232,953円 江別市共同募金委員会、社会福祉協議会に寄付

・江別女性協まつり 市民会館 (10/2 当日運営 1名参加)

ステージ発表 20組含み 1,300人が参加、観覧

今年度もコロナ感染症流行により、活動の制約が大きく、実施できたものは少なかった。
次年度は野幌女性協、江別女性協の活動とも連携しながら実施できる活動を模索したい。
まずは、今年度計画した活動を実行することを目標とする。

令和4年度 一般会計収支決算書

収入の部

しらかば自治会

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	摘 要 (千円単位)
運営収入	繰越金	1,644,883	1,644,883	0 前年度繰越金
	会費収入	1,384,800	1,360,700	24,100 会員数換算 1区233, 2区310, 3区310, 4区281 計1,134 (予算1.2 x 1,154)
	補助金収入	1,695,100	1,642,030	53,070 自治会活動745, 防犯灯維持519, 資源回収奨励338, 愛ふれ事業40
	資源回収収入	300,000	337,579	-37,579 12ヵ月分 (令和4年3月～令和5年2月)
	夏祭り収入	200,000	114,900	85,100 売店54, 子供61
	雑収入	20,772	20,485	287 自治会保険各区負担20、貯金利子
小計	5,245,555	5,120,577	124,978	
排雪費各区負担金	3,735,600	3,732,300	3,300	1区792, 2区1026, 3区997, 4区917
合計	8,981,155	8,852,877	128,278	

支出の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	摘 要 (千円単位)
総務費	事務費	25,000	8,881	16,119 役員札、事務用品等
	印刷費	170,000	117,450	52,550 リース29, 印刷代59, 活動センター5, 用紙代24
	会議費	90,000	0	90,000 全ての懇親会・交礼会は中止
	役員活動費	300,000	300,000	0 役員16名の活動費
	負担金	619,060	611,060	8,000 自治連229, 社協344, その他38
	新年会費	60,000	0	60,000 新年の集い中止
小計	1,264,060	1,037,391	226,669	
事業費	庶務費	217,000	205,745	11,255 保険152, 備品保管20, PG管理25, 謝礼等9
	生活環境部	110,000	91,343	18,657 花壇花苗・肥料代等
	交通防犯防災部	36,250	28,242	8,008 交通安全旗・ポール等
	文化部	140,000	100,097	39,903 文化祭の展示のみ実施、他のイベント中止
	福祉部	270,000	44,477	225,523 愛ふれ交流会 1区と2区実施、長寿の会中止
	青少年育成部	240,000	0	240,000 スキーバスツアー、餅つき中止
	女性部	180,000	34,108	145,892 学習会のみ実施、研修旅行他中止
	補助事業費	500,000	518,811	-18,811 防犯灯維持
	助成金	160,000	160,000	0 親和会140, PG好楽会20
	資源回収配付金	300,000	337,579	-37,579 1区69, 2区92, 3区92, 4区84
夏祭り支出	夏祭り支出	550,000	382,887	167,113 総務85, 会場21, 抽選会137, 踊り39, 売店51, 子供50
	小計	2,703,250	1,903,289	799,961
排雪費支出	3,738,040	3,729,440	8,600	排雪費3729, 振込手数料含む
予備費	875,805	0	875,805	
特別会計繰入金	400,000	400,000	0	
支出計	8,981,155	7,070,120	1,911,035	
次年度繰越金	0	1,782,757	-1,782,757	
合計	8,981,155	8,852,877	128,278	

令和4年度 特別会計（財政資金）収支決算書

収入の部

しらかば自治会

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	摘 要
前年度繰越金	786,918	786,918	0	ゆうちょ銀行通常貯金
事業収入	0	0	0	
雑収入	0	6	-6	貯金利子 6
一般会計繰入金	400,000	400,000	0	
合計	1,186,918	1,186,924	-6	

支出の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	摘 要
事業支出	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
予備費	1,186,918	0	1,186,918	
次年度繰越金	0	1,186,924	-1,186,924	ゆうちょ銀行通常貯金
合計	1,186,918	1,186,924	-6	

会 計 監 査 報 告

令和4年度の一般会計ならびに財政資金の収入・支出について、
会計帳簿・預金通帳・証拠書類等に基づき監査した結果、
収支決算書の通り適正に処理されていることを確認しました。

令和5年 3 月 23 日

監事

西 埜 裕 司

監事

角 島 茂

令和 5 年度 事業計画 (案)

1、総 務 部

(1) 全体

コロナ感染の収束がいまだに見えない状況ですが、例年通り事業計画は組んでいきます。実施の可否はその時点での状況に応じて判断する。

自治会関連の各種会議の参加、各部との連携を密に尽くしていく。

月刊会報誌「しらかば」については、自治会企画・報告のほか、地域に密着した記事を発表していく。

「新年の集い（1月8日予定）」については、プログラムの内容の充実を図る。

(2) 各区事業について

各区で企画運営している事業について、共催応援していく。

「緑ヶ丘緑地パークゴルフ場」の整備は、今年度も「しらかばPG好楽会」の協力をあおいで実施する。

(3) 夏まつりについて（8月6日予定）

今年度についても、一日のみの開催を予定します。内容については自治会会員の皆様の意見を取り入れ、幅広い参加の呼びかけを行う。

(4) しらかば自治会 会員数（令和5年3月1日現在）

	1 区	2 区	3 区	4 区	計
戸 数	234戸	311戸	321戸	282戸	1,148戸

(5) 新小学生・中学生は、あわせて名です。

新小学生 51名（1区 3名、2区 15名、3区 17名、4区 16名）

新中学生 38名（1区 5名、2区 10名、3区 9名、4区 14名）

(6) 喜寿（77歳）を迎える方

自治会全体 計43名、1区 9名、2区 13名、3区 14名、4区 7名

(7) 自治会保険

今年度もしらかば自治会会員すべてを対象とした損害保険ジャパンの自治会活動保険に加入することにします。金額的にはお見舞いの域をでませんが、しらかば自治会及び各区における事業計画に基づいた活動等におけるリスクを包括的に補償するものです。

2、生活環境部

(1) 資源回収運動の実施

○毎月第4土曜日の午前中に自宅前で回収を実施いたします。

○資源回収の収入は、自治会の大きな収入源となりますので、今後とも皆さまのご協力をお願い申し上げます。

(2) 防犯灯の設置・管理の実施

○防犯灯の新設や更新をする場合は江別市の「設置費補助金」の手続きを取り進めます。故障・破損に対しては、各区において交換・修繕の手配をまいります。

(3) 「花のある街並みづくり運動」参画実施

○今年度の花苗の定植は5月21日(日)と考えております。長期間の管理となりますので、皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

(4) 自治会除排雪事業の実施

○例年同様2月上旬を予定しています。

○今年度は3区、1区、2区、4区の順で除排雪を予定しております。

(5) 公共用ゴミ袋及びゴミステーション用ネット、シート等の管理

○各区単位でゴミステーション用ネット、シートの取扱い管理を実施いたします。また、一斉清掃等での廃棄ゴミ等に必要な公共用ゴミ袋の受払い、管理等も実施いたします。

(6) 「町内一斉清掃」の実施

○「全市一斉清掃の日」に連動し、各区単位で春・秋2回実施いたします。

(7) 各事業に係る補助金、奨励金等の手続きの実施

○市及び関係団体への報告並びに補助金、奨励金等の手続きを確実に実施してまいります。

(8) その他、生活環境整備の実施

○生活環境に係る諸問題について、関係部署と連携し対処してまいります。

3、交通 防 犯 防 災 部

(1) 交通安全旗、地域安全旗を掲揚

運転者に交通安全を喚起するために幹線道路（白樺通り、南大通り）を中心に交通安全旗等の掲揚。交通安全旗の掲揚。

4月の小中学校入学式前に掲揚、8月に点検して傷んだものを交換、11月月末に撤去。

	1区	2区	3区	4区	合計
掲揚箇所	12	19	8	13	52

(2) 防犯パトロール

地域の安心、安全に寄与するために週1回の防犯パトロールを例年通り行います。

内容：2人で組になり週1回、区域内の5つの公園を巡る経路を巡回する。（約1時間）

日時：週1回、毎週火曜日又は金曜日のいずれかの日。（曜日の変更は随時可能です）

期間：6月中旬～翌年6月上旬（12月～3月の積雪期は休みます。）

回覧で参加者を募り集約します。前年度参加の方は是非今年度も参加をお願いします。

参加者に活動スケジュール表を渡します。（おおむね年間3回の活動となる。）

(3) 子供見守り活動（今年度で5年目となります）

小中学生の登校時の安全を図るために交差点、横断歩道で横断時の見守りを実施する。

場所：1号線と南大通りの交差点（セコマ前）と白樺通りカラオケ歌屋前の横断歩道の2カ所。

内容：交通安全のベストを付けて小中学生の登校時間（7：30～8：00）に横断を見守り。

日時：セイコーマート前は毎週木曜日、歌屋前は毎週 火曜日～金曜日。

回覧で参加者を募り、集約します。

参加者に活動スケジュール表を渡し活動日をお知らせする。

セイコーマート前はおおむね2か月に1回程度、歌屋前は週1回程度の活動分担。

子供見守りの参加者で春、冬の懇談会を開きます。

(4) 交通安全啓発活動『旗の波』(9月22日)

交通安全の小旗を振ってドライバーに安全運転を呼び掛ける『旗の波』を行う。

日時：全国交通安全運動期間（毎年9/21～9/30）の9月22日（金）に実施。

場所：白樺通りセブンイレブンの交差点で朝7時半～8時に活動。

しらかば自治会としらかば親和会の共催で実施します。

江別警察署と杜の美自動車学校に参加要請。

(5) 夏冬の年2回通学路の安全点検、道路の交通安全上の点検の実施

・春と冬に交通防犯防災部の部員で歩いて通学路、道路交通の安全点検を実施する。

(6) 防災訓練(震度6以上の地震時の安否確認)の実施に向けて検討を開始

震度6以上の地震が起きた時に備えて会員の安否確認の手段が必要。

防災規定でも自治会独自の訓練が必要としている。

来年度以降の実施を目指しマニュアル、手順などの具体化をすすめる。

(7) 交通安全、防災の各種研修会、訓練に参加する。

野幌鉄南・西部自主防災協議会の研修、訓練（秋8月～9月）に参加する。

市役所、警察などの防災講習会、交通安全講習会などに参加する。

若葉小学校、東野幌小学校の通学路危険箇所対策確認活動に参加。

東野幌小学校の地域安全代表者会議に参加。

(8) 地域安全上の重大事案が発生した時に対応する。

4、文化 部

(1) 第34回しらかば文化祭の開催

開催予定日 令和5年11月12日（日）

基本的には実行委員会を構成し説明します。

また、舞台発表も企画します。

(2) 各区文化部長と相談、新たな事業を行っていきます。

麻雀大会を2月に企画開催します。

5、福祉部

(1) 福祉活動

① 愛のふれあい事業

65歳以上の方で、一人で日常生活が困難な方を対象に自助。共助の輪を広げるため「愛のふれあい」活動の実施推進を図ります。

・一人住まいの方 ・障害をお持ちの方 ・夫婦でも支援が必要な方
等を対象に、挨拶・声掛け、安否の確認・相談相手等をする事業です。

・対象者は17名、ボランティア30名(令和5年3月31日現在)

② 避難行動要支援者避難支援制度

・災害発生時に一人で避難が困難な方を対象にした支援活動で今期中に更に周知を図ります。対象者は26名(令和5年3月31日現在)

③ 高齢者・身障者世帯緊急通報システム

・自宅で急病や災害時に緊急通報ボタンを身に付け、ボタンを押すと江別市消防本部につながる事業で、更に周知推進を図ります。

・設置済みの方は18名です。(令和5年3月31日現在)

(2) 交流事業

① 「愛のふれあい交流会」を各区単位で実施します。

② 「皆で長寿を祝う会」を開催します。

対象年齢を令和5年4月以降75歳以上とし、敬老の日(9月18日)に実施します。

(3) その他

① 日本赤十字募金 赤い羽根街頭募金 歳末助け合い募金

6、青少年育成部

(1) 冬休みスキーバスツアー 1月13日(土)

サッポロテイネスキー場

(2) 親子で楽しむ餅つき大会 1月21日(日)

(3) 自治会行事への協力

① しらかば夏まつり

子供行事の企画および実施(縁日コーナー)

② 文化祭

(4) 野幌地区青少年育成協議会

① 総会 5月

② ふれあい夏まつり 7月

③ 小・中学生 作文・意見発表会 11月

④ 冬のお楽しみ会 1月

7、女 性 部

(1) 女性部行事

- ① 女性部研修旅行
- ② 女性部交流会
- ③ 学習会
- ④ ふれあいレストラン

(2) しらかば自治会行事 手伝い

- ① しらかば夏まつり
- ② 文化祭
- ③ 新年の集い

(3) その他 野幌女性協、江別女性協行事への参加、協力

- ・ 江別女性協まつり (11/2 予定)
- ・ 野幌女性協研修旅行 (7/18 富良野方面予定)
- ・ 野幌女性協慈善バザーの協力手伝い (9/16 予定)
- ・ 江別女性協学習会 ・ 野幌女性協学習会
- ・ ふれあい懇談会

令和5年度 一般会計収支予算書（案）

収入の部

しらかば自治会

科目		前年度 予算額	本年度 予算額	増・減－	摘 要（千円単位）
運 営 収 入	繰越金	1,644,883	1,782,757	137,874	前年度繰越金
	会費収入	1,384,800	1,360,800	-24,000	会員数 1区233, 2区310, 3区310, 4区281 計1,134 (1.2 x1,134)
	補助金収入	1,695,100	1,662,100	-33,000	自治会活動737, 防犯灯維持500, 資源回収奨励金340, 愛ふれ事業85
	資源回収収入	300,000	330,000	30,000	12ヵ月分（令和5年3月～令和6年2月）
	夏祭り収入	200,000	160,000	-40,000	売店・子供売上160、協賛金なし
	雑収入	20,772	0	-20,772	自治会保険は全額本部負担
小計		5,245,555	5,295,657	50,102	
排雪費各区負担金		3,735,600	3,732,300	-3,300	前年度実績
合計		8,981,155	9,027,957	46,802	

支出の部

科目		前年度 予算額	本年度 予算額	増・減－	摘 要（千円単位）
総務費	事務費	25,000	25,000	0	事務用品等
	印刷費	170,000	190,000	20,000	リース119, 印刷代40, 活動センター5, 用紙代26
	会議費	90,000	90,000	0	総会50, 自治連懇親会等30, 役員懇親会他10
	役員活動費	300,000	300,000	0	役員の活動費
	負担金	619,060	611,060	-8,000	自治連229, 社協344, その他38
	新年会費	60,000	70,000	10,000	新年の集い
小計		1,264,060	1,286,060	22,000	
事業費	庶務費	217,000	220,000	3,000	保険152, 備品保管20, PG管理25, 謝礼等9, 表彰6, 他8
	生活環境部	110,000	80,000	-30,000	花壇花苗/肥料代78, 回覧印刷等2
	交通防犯防災部	36,250	39,000	2,750	交通安全旗36, 回覧印刷等3
	文化部	140,000	180,000	40,000	文化祭150, 麻雀等文化イベント30
	福祉部	270,000	270,000	0	長寿を祝う会150, 愛ふれ事業60, 交流会60
	青少年育成部	240,000	240,000	0	スキーバスツアー180, 親子で楽しむ餅つき大会60
	女性部	180,000	180,000	0	研修旅行30, 交流会85, 学習会40, ふれあいレストラン25
	補助事業費	500,000	500,000	0	防犯灯維持補助金収入の各区配付
	助成金	160,000	160,000	0	親和会140, PG好楽会20
	資源回収配付金	300,000	330,000	30,000	資源回収収入の各区配付
	夏祭り支出	550,000	550,000	0	総務90, 会場100, 抽選会150, 踊り50, 売店・子供160
小計		2,703,250	2,749,000	45,750	
排雪費支出		3,738,040	3,734,740	-3,300	排雪費3732, 印紙・振込手数料3
予備費		875,805	1,258,157	382,352	
特別会計繰入金		400,000	0	-400,000	特別会計への繰入は行わない
支出計		8,981,155	9,027,957	46,802	
次年度繰越金		0	0	0	
合計		8,981,155	9,027,957	46,802	

令和5年度 特別会計（財政資金）収支予算書（案）

収入の部

しらかば自治会

科目	前年度 予算額	本年度 予算額	増・減－	摘 要（単位円）
前年度繰越金	786,918	1,186,924	400,006	ゆうちょ銀行通常貯金
事業収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	貯金利子0
一般会計繰入金	400,000	0	-400,000	
合計	1,186,918	1,186,924	6	

支出の部

科目	前年度 予算額	本年度 予算額	増・減－	摘 要
事業支出	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
予備費	1,186,918	1,186,924	6	災害支援等準備金
次年度繰越金	0	0	0	計画事業準備金
合計	1,186,918	1,186,924	6	

○会則の一部改正について（案）

会則第7条並びに第9条を次のとおり改正する。

現 行	改 正（案）
しらかば自治会会則 （役員の任務及び任期） 第7条 役員の任務は次のとおりとし、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。 1）会長は本会を代表し、会務を総理する。 2）副会長は会長を補佐し、会長が事故のあるときはその職務を代理する。 3）第4条、1）の部長は、各区の担当部長と連携し業務の推進にあたる。 4）監事は、会計業務を監査する。 （役員会） 第9条 役員会は会長が招集し、会長、副会長、部長（副部長を含む）、監事をもって構成し、議長は副会長があたる。会議の議決は、出席役員の過半数をもって決する。役員会に付議する事項は次のとおりとする。 1）総会に提案する事項。 2）総会において決定された事項の具体的な推進に関する事項。 3）その他会長が必要と認める事項。	しらかば自治会会則 （役員の任務及び任期） 第7条 役員の任務は次のとおりとし、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。 1）会長は本会を代表し、会務を総理する。 2）副会長は会長を補佐し、会長が事故のあるときはその職務を代理する。 3）第4条、1）の部長は、各区の担当部長と連携し業務の推進にあたる。 4）<u>監事は会計業務を監査し、総会に報告する。</u> （役員会） 第9条 <u>役員会は会長が招集し、会長、副会長、部長（副部長を含む）をもって構成し、議長は副会長があたる。</u>会議の議決は、出席役員の過半数をもって決する。役員会に付議する事項は次のとおりとする。 1）総会に提案する事項。 2）総会において決定された事項の具体的な推進に関する事項。 3）その他会長が必要と認める事項。

1 提案理由

監事による監査結果の総会への報告を明記するとともに、監事を役員会の構成員から除くことにより、会計監査業務の組織分掌上の明確化と適正な内部けん体制の強化をはかるため。

2 改正年月日 令和5年4月16日

○細則の一部改正について

細則第3条第3項を次のとおり改正する。

現 行	改 正 (案)
しらかば自治会細則 (役員) 第3条 (略) 2 (略) 3 役員活動費は、会長は40,000円、副会長は20,000円、総務部長・会計部長は25,000円、その他の部長・監事は15,000円、副部長は10,000円とする。	しらかば自治会細則 (役員) 第3条 (略) 2 (略) 3 役員活動費は、会長は40,000円、副会長は20,000円、総務部長・会計部長は25,000円、<u>その他の部長は15,000円、監事・副部長は10,000円とする。</u>

1 提案理由

会則の改正による監事業務の明確化により、役員会への出席が原則不要となる等、業務量の一定の軽減が見込まれるため。

2 改正年月日 令和5年2月18日

ただし、会則第7条並びに第9条の改正を条件とする。

3 施行年月日 会則第7条並びに第9条の改正日をもって施行する。

しらかば自治会

会 則

しらかば自治会会則

(名称及び事務所)

- 第1条 この会は、しらかば自治会と称し（以下「本会」という）事務所の所在地は会長宅とする。

(目 的)

- 第2条 本会は、会員が相互協力して住みよい地域をつくり、住民の福祉を増進することを目的とする。

(会員及び組織)

- 第3条 本会は、野幌若葉町・東野幌本町・緑ヶ丘の一部に居住する世帯を会員とし組織する。
- 2 地域を、一区・二区・三区・四区に区分けする。

(事 業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達するために次の事業を行う。
- 1) 総務部・会計部・生活環境部・交通防犯防災部・文化部・福祉部・青少年育成部・女性部、の8部を置き、別に定める業務要領により事業を推進する。
 - 2) 表彰に関すること。
 - 3) その他自治会活動に関すること。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1) 会 長 1名
 - 2) 副会長 4名
(各区の区長が、この任に当たる)
 - 3) 第4条、1)の各部に部長1名、必要があれば各部に副部長を置くことができる。
 - 4) 監 事 2名

(役員選考)

- 第6条 役員の選考は、選考委員会を設置して選出し、役員会の承認を経て総会で信任する。

(役員の仕事及び任期)

第7条 役員の仕事は次のとおりとし、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

また、欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故のある時はその職務を代理する。
- 3) 第4条、1)の部長は、各区の担当部長と連携し業務の推進にあたる。
- 4) 監事は、会計業務を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。その任期は2年とする。

(役員会)

第9条 役員会は会長が招集し、会長、副会長、部長（副部長を含む）、監事をもって構成し、議長は副会長があたる。会議の議決は、出席役員の過半数をもって決する。役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1) 総会に提案する事項。
- 2) 総会において決定された事項の具体的な推進に関する事項。
- 3) その他会長が必要と認める事項。
- 2 役員会議事の連絡調整のため、会長及び副会長で構成する「会長・副会長連絡会議」を設置する。会長は必要に応じ、部長等の会議への出席を要請できる。

(総会)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とし会長が招集する。

- 2 定期総会は年1回4月中に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は代議員制とし、各区の班数に2を乗じた数を定数とし、選出については各区に一任する。総会は代議員の過半数の出席により成立し、議決は出席代議員の過半数をもって決する。
- 4 議長は、各区輪番制とし、区からの推薦された方を選出する。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - 1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - 2) 事業計画及び予算に関すること。
 - 3) 会則の改廃に関すること。
 - 4) その他会長が必要と認めたこと。

(特別委員会)

第11条 本会に、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の設置及び廃止については、その都度役員会において決定する。

(会 計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は会費・補助金・その他の収入をもってあてる。

(補 則)

第13条 この会則に定めるほか必要な事項は、円滑な運用を図るため細則を定める。

2 平成元年4月1日制定のしらかば自治会会則は、この会則の制定により廃止する。

(附 則)

この会則は、平成24年4月15日から施行し、

平成24年4月1日から適用する。

令和2年4月19日一部改正

令和4年4月17日一部改正

しらかば自治会

細則

(目 的)

第1条 しらかば自治会会則の円滑な運用を図るため必要な事項を定める。

(会員及び組織)

第2条 会則第3条の、区分け等の変更の必要が生じた場合は、役員会で審議決定する。

- 2 区の構成等は、区の事情によるものとするが、班数等に変更があった場合は役員会に報告する。

(役 員)

第3条 選考委員会の委員は、副会長及び役員若干名をもって構成し、委員長は副会長から選出する。

- 2 役員改選年度にあつては、12月中に選考委員会を設置し、3月の役員会までに選出するものとする。また、任期途中で欠員が生じた場合も速やかに対応し補充する。
- 3 役員活動費は、会長は40,000円、副会長は20,000円、総務部長・会計部長は25,000円、その他の部長・監事は15,000円、副部長は10,000円とする。

(会 費)

第4条 会則第12条2の会費は、一世帯当たり 月額100円とする。

- 2 徴収は、区が行うこととし、集約して会計部へ納入するものとする。

(表 彰)

第5条 表彰候補者は次によるものとする。

- 1) 自治会役員を、通算して10年以上在任した人が退任する時。
 - 2) 自治会活動に特別に寄与したと判断される人は役員会において決める。
- 2 表彰は総会において、会長より賞状と記念品を贈り謝意を表す。

(関係機関との連携)

第6条 役員会が必要と認めたときは、民生委員児童委員に助言を求めることができる。

- 2 運営上必要と認めたときは、専門知識を持つ大学や教育関係機関等から幅広く指導・助言を求める。

(特別会計)

第7条 財政資金会計を設け、総会に提案・報告する。

- 2 財政資金は、数年後に計画する事業の準備資金、高額な備品の購入資金、災害時の支援金、および、総会で特別に認められた費用の支出に充てられる。
- 3 総額の上限は会費収入の2年分程度とする。
- 4 事情に応じて一般会計から繰り入れを行い、同年度の繰入上限は会費収入の3分の1程度とする。

(名称の使用)

第8条 会員の学習や趣味などのグループが会館を利用する場合、役員会の承認をもって「しらかば自治会」の名称を使用できる。

- 2 本会が承認する会員の学習や趣味のなどのグループは別表のとおりとする。

(その他)

第9条 このほか本会の運営上必要な事項は、役員会で審議する。

(細則の改・廃)

第10条 この細則の改正・廃止は、役員会で審議決定する。

別表 (第8条2関係)

別 表
しらかばPG好楽会
しらかば自治会囲碁同好会
そば打ち同好会

附 則 この細則は、平成19年4月15日から施行する。

平成24年4月28日一部改正

平成29年3月20日一部改正

平成30年2月17日一部改正

令和 2年3月22日一部改正

令和 2年4月19日一部改正

令和 4年1月15日一部改正

令和 4年3月19日一部改正